

国立大学法人旭川医科大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 医療の質の向上、地域医療への貢献を推進するため、高い生命倫理観を有し高度な実践的能力を有する医療職者を育成する。同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成する。 このような役割を果たすため、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の中期目標は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造的意識が高い個性的な大学創りに努める。 2. 人間性豊かな高い倫理観を有し、多様な資質を有する医療職者を養成する。 3. 先端的医科学の発展に貢献し、新たな先端医療への基盤を形成する。 4. 高度先端医療を開発し、広範囲な地域医療を高質化するとともに国際的な医療の発展に貢献する。 5. 大学と社会との連携を活発化し、社会に開かれた大学として地域社会に貢献する。 6. 他の国立大学法人との再編・統合・連合の在り方について引続き検討する。 7. 中期目標の達成状況を踏まえ、目標を適宜見直す。 <p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中期目標の期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間 2 教育研究上の基本組織 〔この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。〕 <p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な教育理念及び教育の成果に関する目標 本学は、道北・道東地域における高度先端医療の提供と医療過疎の解消を主な目的として設置された医療系の単科大学である。この趣旨を踏まえて、「高度先端医療を実現 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定 <ol style="list-style-type: none"> ① 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を強化する。

し、かつ、地域医療に大きく貢献する医療従事者を育成することにより、社会に貢献すること」を教育理念とする。この理念を実現するために、以下の教育目標を掲げる。

- ① 高度先端医療を実現するための「十分な知識と高い実践的臨床能力」を持った医療従事者を育成する。
- ② 全人的な医療の実践により地域に貢献するための「豊かな人間性」を持った医療従事者を育成する。
- ③ 医療従事者間の国際的連携を可能にする「国際的なコミュニケーション能力」を持った医療従事者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

○ アドミッション・ポリシーに関する基本方針

(i) 学士課程

医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生を受け入れる。

(ii) 大学院課程

偏りのない知識と知的好奇心を持ち、生命科学や社会医学の研究に意欲を持つ人材を受け入れる。

○ 教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針

(i) 学士課程

- ① 医療に対する多角的な視点と豊かな人間性を育成するために、幅広い教養科目を設定する。
- ② 医療知識の系統的な理解、社会に貢献する態度、社会と医療の理解、生涯学習の意欲を育成するために、医療の多様な内容を有機的に結ぶカリキュラムを設定する。
- ③ 学生が地域（僻地）医療等についての理解と関心を深めるための教育を推進する。

(ii) 大学院課程

- ① 高い生命倫理観と研究意欲を持つ人材を育成する。
- ② 高度専門職業人として必要な知識と技能を修得させる。
- ③ 国際社会に貢献できる人材を育成する。

② 「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を強化する。

③ 「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を強化する。

○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的目標

入学センターを中心として、入学から卒後の職業活動までの学生の活動に関する追跡調査を行い、教育の成果・効果を検証する。

○ 各年度の学生収容定員

[別表に記載]

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(i) 学士課程

① オープンキャンパスやホームページ等の充実により、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、地域医療に関心を持つ受験者を増やす。

② 平成18年度末までに、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するために、現行のAO入試方法を改善する。

③ アドミッション・ポリシーに沿った人材の育成という観点から、入学センターを中心として各種入学者選抜方法を事後評価する。

(ii) 大学院課程

平成17年度から、アドミッション・ポリシーを各種刊行物、大学案内及びホームページに掲載の上、周知を図る。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(i) 学士課程

① 豊かな人間性と多角的視点の育成という観点から、保健・医療・福祉施設等における実学的実習を充実させる。

② 平成20年度末までに、医学・看護学の基礎教育としての適正性、コア・カリキュラム等との整合性、及び、基礎から応用までをカバーする知識の一貫性という観点から、全カリキュラムを改革する。

③ 地域（僻地）医療教育を充実させるため、地域・僻地医療教育実践センターを設けて、各医療施設等との連携を強化する。

(ii) 大学院課程

① 平成18年度末までに、生命倫理に関する医学セミナーを導入する。

② 平成18年度末までに、専門領域を横断する統合セミナー、海外からの研究者による特別セミナーを導入する。

③ 英文論文執筆に関する特別講義を導入する。

- 授業形態・学習指導法等に関する基本方針
 - ① 学生の能力に合った授業形態・学習指導法を実施する。
 - ② 自学自習の態度を身に付けさせる。
 - ③ 入学直後から医療に関するモチベーションを高める。
 - ④ 医療倫理、コミュニケーション能力及び基礎的臨床能力を修得させる。
 - ⑤ 国際的なコミュニケーション能力を向上させる。

- 適切な成績評価等の実施に関する基本方針
評価基準を周知徹底することにより、評価基準が科目毎に異なるシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 教職員の配置に関する基本方針
教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整備する。
- 教育内容の検討に関する方針
教育内容を明確化し、充実させるための体制を整備する。
- 教育環境の整備に関する基本方針
講義等に必要な施設・設備の整備・活用を図る。
- 臨床技術向上のための施設を有効活用する。
- 教育の質の改善に関する基本方針
教育評価の適切な方法を機能させ、その結果を教育の質の向上に結び付けるシステムを整備する。

(4) 学生への支援に関する目標

- 学習支援に関する基本方針
学生一人ひとりの学習意欲を高めるための学習支援方法等を整備する。
- 生活支援等に関する基本方針
学生が、心身の悩みや生活全般についての問題を気軽に相談できる体制を整備する。
- 留学生の支援に関する基本方針
留学生に対する各種支援活動を充実させる。

- 授業形態・学習指導法等に関する具体的方策
 - ① リメディアル（補習）教育科目を充実させる。
 - ② 学生の自学自習の態度を育成する「チュートリアル教育」を充実させる。
 - ③ 医療に関するモチベーションを高めるために早期体験実習を充実させる。
 - ④ 医療・福祉施設等における実習や診療参加型臨床実習を充実させる。
 - ⑤ 平成17年度から、オンライン英語学習システムの導入等を行う。さらに、海外医療従事者の招聘を随時行い、国際的なコミュニケーション能力を育成する。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載するとともに、平成16年度末までに学業成績の優秀な学生を表彰する制度を創設することにより、評価基準を内外に周知徹底させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 適切な教職員の配置に関する具体的方策
 - ① 平成21年度末までに、教員の基礎教育及び大学院教育への相互参加により教育課程全般を強化する。
 - ② 平成19年度から、講座及び学科目の再編・統合による教育支援体制の整備を検討する。
- 教育内容の検討を行うための組織体制
平成16年度から、研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を検討する。
- 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
 - ① 平成17年度末までに、図書館の設備を充実し、利便性を高める。
 - ② 平成20年度末までに、マルチメディア教育設備の全学的な充実を図る。
- 平成17年度から、スキルズ・ラボラトリーを、卒前・卒後医学教育、学内外の医療従事者等の教育に積極的に活用する体制を整備する。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策
 - ① 平成16年度末までに、「学生による授業評価」の点検評価を行い、授業評価方法を改善する。
 - ② 平成18年度末までに、教育者として優秀な教員を表彰する制度を創設する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
学習に関する相談対応・助言を行う制度を、周知徹底し活用を促進する。
- 生活相談、健康相談等に関する具体的方策
健康指導・健康診断・カウンセリングを充実させる。
- 留学生に対する配慮
 - ① 留学生に対し修学支援体制を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 目指すべき研究水準に関する目標
 - ① 独創性を有する研究を推進し、グローバルレベルを目指す。
 - ② 地域に密着した研究を推進し、医学・医療への貢献を目指す。
- 研究成果の社会への還元等に関する目標
 - ① 学内の研究情報を社会へ公表する。
 - ② 研究成果の民間等での活用推進を図る体制を整備する。
 - ③ 社会のニーズに応え、連携研究を促進する。
- 研究の水準及び成果の検証に関する目標
 - ① グローバルレベルへの到達度を検証する。
 - ② 地域社会への貢献度を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- プロジェクト研究を推進支援するシステムを構築する。
- 研究評価に基づき、研究活動を活性化する。
- 成果の期待できる研究を推進する環境の整備を図る。
- 外部資金の獲得、知的財産等の管理、活用を促進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 地域医療を担う医療従事者の生涯学習及び職業能力の向

- ② 留学生の住宅環境及び生活環境を向上させるための方策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ① 独創性のある生命科学の研究を推進する。
 - ② 地域に特異的な疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。
- 重点的に取り組む領域
 - ① 高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究
 - ② 地域に特異的な疾患の調査研究及び病態解明に関する研究
 - ③ 遠隔医療の高質化研究開発と利用促進
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ① 平成16年度末までに、ホームページに学内の研究情報を公開する。
 - ② リエゾンオフィスを設置し、研究成果の活用促進を図る。
 - ③ 地方公共団体や民間企業等地域社会との研究連携を推進する。
- 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策
 - ① 研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により検証する。
 - ② 地域社会貢献型の研究は、目標と成果に基づいて検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う研究戦略・教育支援室を充実させる。
- 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入
 - ① 平成16年度から、研究活動評価体制を充実させ、自己評価を毎年、外部評価を3年毎に行う。
 - ② 研究活動等の評価に基づき、研究資金について傾斜配分を行う。
 - ③ 平成18年度末までに、高い評価を受けた研究成果に対する顕彰制度を導入する。
- 中央研究施設による研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。
- 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策
 - ① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。
 - ② 知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施

上に貢献する。

○ 住民への予防・健康医学等の啓発活動を行う。

○ 教育面での社会貢献を推進する。

○ 国際的な交流・連携・協力活動を推進するための体制を整備する。

○ 発展途上国への研究支援を行う。

(2) 附属病院に関する目標

○ 医療の質の向上を目指す。

① 平成16年度末までに、スキルズ・ラボラトリーを地域医療従事者の技能の向上・維持のために開放する。

② 遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。

③ ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。

○ 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。

① 年2回以上の公開講座を開催する。

② 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。

○ 社会人への教育上の配慮の促進

① 夜間や夏季・冬季の休業期間中の研究指導等の配慮を継続する。

② 平成21年度末までに、大学院の長期履修コースの導入を検討する。

③ 平成21年度末までに、医師・看護師以外の専門家を養成するための医科学専攻大学院の設置を検討する。

④ 初期卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を勧める。

○ 平成20年度末までに、附属図書館を地域医療従事者へ24時間開放する。

○ 国際的な交流や留学生の受入れについての体制整備

① 国際交流企画推進室を設置し、外国大学等との学術交流・留学生交流を一層推進する。

② 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置を検討する。

○ 発展途上国への研究技術供与を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○ 患者本位の医療の充実・推進

① 平成16年度末までに、病棟・外来を臓器別・系統別の診療体制にし、専門医療の高度化を図る。

② 平成18年度末までに、臓器別専門医療間の緊密な連携を図り、総合的医療の充実により全人的医療を目指す。

③ 平成18年度末までに、患者から医療サービスの評価を受ける等、患者参加型の医療を充実させる。

④ 平成20年度末までに、救命救急センターの設置を検討する。

⑤ 平成16年度末までに、医師、コ・メディカルによる緩和ケアチームを結成する。

⑥ 患者サービスの提供と効率的な運営を目的に、病院給食の質の向上を図る。

○ 診療支援体制の整備

① 診療業務のさらなる効率化を推進するため、物流部門として医療材料、消耗品等の供給の一元管理を行う物流管理システムの充実を図る。

② 平成17年度末までに、地域医療機関との連携体制の拡充を目的に、地域医療連携室、総合診療部、救急部、集中治療部、遠隔医療センターを統括した「地域医療総合センター」を設置する。

③ 平成16年度から、次世代遠隔医療ネットワーク制御技術の開発を推進する。

○ 医療従事者の教育の充実を目指す。

○ 業務運営の改善及び効率化を目指す。

- ④ 高度先進医療設備等の継続的充実を図る。
- 高度先端医療の開発・提供
 - ① 医療技術水準の向上のために、高度先端医療の開発・提供を図るほか、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。
 - ② 電子カルテシステムを中心とした病院情報管理システムの充実を図る。
- 病院情報の公開と情報管理
 - ① 平成18年度末までに、診療科、部門別診療実績の公開を検討する。
 - ② 個人情報等のセキュリティを徹底するため、管理システムを整備する。
- 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価制度の検討
 - ① 財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得することを目標に、病院機能の見直しと恒常的な医療の質の向上を図る。
 - ② 平成17年度末までに、病院の目標・計画等を評価するため、外部委員を含む評価基準委員会を設置し、自己評価をするための基準の設定を行い、平成18年度から、目標・計画にかかる自己点検を実施し、病院運営の改善等に反映させる。
 - ③ 評価結果については、院内外に周知・公表する。
- 安全管理（リスクマネジメント）体制の整備
 - ① 平成16年度から、安全管理からみた医師、コ・メディカル等の勤務体制の見直しと人員配置の適正化を検討する。
 - ② 平成18年度末までに、安全な医療を提供するため、外部委員の受入等、既存の安全管理体制を見直す。
- 医療従事者等の教育・研修の充実
 - ① 平成16年度から、総合診療部を中心とした卒後臨床研修センターを整備し、幅広い医療知識と技術を有する臨床医の養成のため、初期臨床研修プログラム等の充実を図る。
 - ② 平成17年度末までに、院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各分野の専門的な生涯教育プログラムの作成・実践を行う。
 - ③ 平成16年度から、職員の意識改革を図るため、接遇、経営戦略等の研修を開始する。
 - ④ 平成16年度から、地域医療従事者等に対する生涯教育の充実を図るため、遠隔医療システム等を活用した最新の医療知識・技術を学ぶ機会を提供する。
- 病院長補佐体制の強化
 - ① 平成16年度から、病院長をサポートし、病院経営戦略を企画・立案・実施するため経営企画部の充実を図る。
 - ② 平成16年度から、病院長の職務、職責は格段に拡大することに伴ない、病院長補佐体制を強化する。
- 自己収入の増加
 - ① 自費診療（検診等）の積極的導入により、増収を図る。
 - ② 高度先進医療の提供や特殊外来等における医療の高度化により、増収を図る。
 - ③ 各診療科・部門の収支を明確に示すことにより、職員の意識改革を図る。
 - ④ 地域医療連携室の機能強化により、自己収入の増加を図る。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 効果的な組織運営に関する基本方針
学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備するとともに、教員と事務職員等との連携を強化する。
- 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針
適正な経営戦略に立った運営、学内資源配分の実現を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針
教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

3 人事の適正化に関する目標

- 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。
- 事務職員の専門性の重視と人事交流の促進を図る。
- 研修制度の充実を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 事務組織の見直しを図り、体制を整備する。
- 業務の外部委託等を積極的に活用する。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金等の外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。
- 平成16年度末までに、将来性、期待される効果、地域医療への貢献度等を勘案しつつ、戦略的な学内資源配分を図る体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
学部・大学院組織を見直し、教員の適正配置を検討する。併せて学内共同利用施設の組織の見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 教育研究分野の職に任期制を導入することについて早期に結論を得る。
- 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。
- 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備を進める。
- 職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。
- 教室系事務職員の再配置を検討する。
- 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。
- 業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。
- ② 外部資金獲得増加の方策として、相談体制を整備し、また、公募外部資金に関する応募対象者に対する説明会を随時行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の見直しを行い、効率的・効果的な運用を図るとともに経費の抑制に努める。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 大学が保有する資産（土地、建物、設備等）の効率的・効果的な運用の基本方針
資産の運用管理にあたっては、増収の観点で常に見直しを行う。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 外部評価を厳正に実施し、評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。
- 教員の行動規範を定め、学内外に周知・公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 「開かれた大学」として、教育活動、研究活動、医療活動及びこれらを通じた社会貢献に関する適切な情報の提供の充実に努める。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 良好なキャンパス環境を形成するために、全学的な施設・設備の使用状況を点検・評価し、施設、設備の有効活用を促進する。

- 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的な運用を図るための具体的方策
共同利用施設の研究用スペースに対する課金制度の導入等収入増を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 平成16年度末までに、点検・評価を担当する評価室を設置するとともに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。
- 平成18年度末までに、教員の持つ適性、特性を調べ、それに応じた教員評価システムを導入する。
- 平成16年度末までに、セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切な形に加工して提供するなど、大学と社会の間の連携機能を充実させる。また、大学のホームページを更に充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 大学（附属病院を含む）における施設整備の長期構想を策定する。
- 施設の有効利用、効率的運用を実施する。
 - ① 教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。
従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。
 - ② 平成18年度末までに、施設・設備利用管理システムを構築し、施設の有効利用をより促進する。

2 安全管理に関する目標

安全管理・健康管理に関する目標

教職員・学生の安全管理・健康管理にかかわる組織体制を充実し、教職員・学生の安全・健康を図るとともに、有害物質・有害エネルギー等の適正な管理を行う。

- 平成16年度末までに、教育研究及び診療等に必要な施設を確保するため、全学的な施設マネジメント体制を確立し、施設の整備充実及び管理を実施する。
- バリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。
- 施設・設備を長期間有効に活用するために予防的な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）を実施できるよう必要となる計画を設定し、実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策

(1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策

- 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関する安全・衛生マニュアルを随時点検・見直す。
- 教職員の特殊健康診断対象者を随時見直す。

(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策

- 平成21年度末までに、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムを構築する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
15億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
病棟・診療棟改修及び基幹・環境整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病棟・診療棟の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。
 - (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
 - (2) 組織運営の改善
 - (3) 若手教職員の育成

- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（医病）病棟・診療棟改修	総額 3,338	施設整備費補助金（546）
・（医病）基幹・環境整備		長期借入金（2,792）
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

1. 教育研究分野の職に任期制を導入するなど、教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。
2. 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。
3. 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 46,606百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入 金償還金	709	795	901	1,040	1,158	1,287	5,890	15,482	21,372

(リース資産)

該当なし

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)	
学部	医学部	平成16年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
研究科	医学系研究科	平成16年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]
		平成17年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
		平成17年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]
		平成18年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
		平成18年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]
		平成19年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
		平成19年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]
		平成20年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
		平成20年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]
		平成21年度	医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人)
		平成21年度	医学系研究科 152人 [うち修士課程 32人] 博士課程 120人]

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	34,717
施設整備費補助金	546
自己収入	73,193
授業料及入学金検定料収入	3,705
附属病院収入	69,183
雑収入	305
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	3,348
長期借入金収入	2,792
計	114,596
支出	
業務費	98,518
教育研究経費	33,241
診療経費	60,240
一般管理費	5,037
施設整備費	3,338
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	3,348
長期借入金償還金	9,392
計	114,596

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 46,606百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人旭川医科大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑦ 「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑧ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑨ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑩ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑪ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑫ 「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑬ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑭ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑮ 「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{ (y - 1) \times \beta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)} - D(x) \} \times \alpha \text{ (係数)} + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y - 1) \times \beta \text{ (係数)} \times \alpha \text{ (係数)}$
- (3) $F(y) = F(y - 1) \times \alpha \text{ (係数)} \pm \varepsilon \text{ (施設面積調整額)}$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

- D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑥) を対象。
 E (y) : 教育研究診療経費 (⑦)、附属施設等経費 (⑧) を対象。
 F (y) : 教育等施設基盤経費 (③) を対象。
 G (y) : 特別教育研究経費 (⑨) を対象。
 H (y) : 入学料収入 (④)、授業料収入 (⑤)、その他収入 (⑪) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 (⑫)、債務償還経費 (⑬)、附属病院特殊要因経費 (⑭) を対象。

J (y) : 附属病院収入 (⑮) を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。

K (y) は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑩) を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ（ラムダ）： 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、長期借入金収入は、別紙 X その他の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入のうち、附属病院収入の17年度については平成16年度附属病院収入予定額の2%を加味して算定した。18年度からは、附属病院運営費交付金相当額と当該年度の経営改善すべき額の差額を附属病院収入に加算して算定した。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 施設整備費については、施設・設備に関する計画により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	113,190
業務費	98,859
教育研究経費	10,193
診療経費	38,390
受託研究費等	1,231
役員人件費	674
教員人件費	16,747
職員人件費	31,624
一般管理費	949
財務費用	2,498
雑損	0
減価償却費	10,884
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	113,926
運営費交付金	32,916
授業料収益	3,155
入学金収益	347
検定料収益	182
附属病院収益	69,183
受託研究等収益	1,231
寄附金収益	1,881
財務収益	0
雑益	305
資産見返運営費交付金等戻入	1,215
資産見返寄付金戻入	157
資産見返物品受贈額戻入	3,354
臨時利益	0
純利益	736
総利益	736

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	115,303
業務活動による支出	99,754
投資活動による支出	5,450
財務活動による支出	9,392
次期中期目標期間への繰越金	707
資金収入	115,303
業務活動による収入	111,258
運営費交付金による収入	34,717
授業料及入学金検定料による収入	3,705
附属病院収入	69,183
受託研究等収入	1,231
寄付金収入	2,117
その他の収入	305
投資活動による収入	546
施設費による収入	546
その他の収入	0
財務活動による収入	2,792
前期中期目標期間よりの繰越金	707

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額（707百万円）が含まれている。